

令和五年第二回大阪広域水道企業団議会
八月臨時会議録

令和五年八月八日（火曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	淵上	猛志
二	番	青谷	幸浩
三	番	田淵	和夫
四	番	倉田	賢一郎
五	番	多田	隆一
六	番	小北	一美
七	番	大塚	英一
八	番	きもと	ゆう
九	番	武田	賢一
十	番	朝田	充
十一	番	村山	理恵
十二	番	森本	雄一郎
十三	番	松井	育人
十四	番	大東	真司
十五	番	藤田	貴支
十六	番	奥山	渉
十七	番	通堂	義弘
十八	番	大倉	基文
十九	番	弘	豊
二十	番	寺島	誠
二十一	番	山本	忠司
二十二	番	安田	秀夫
二十三	番	河部	弘優
二十四	番	島	一
二十五	番	西野	滋胤
二十七	番	畑中	護
二十八	番		

○欠席議員

二十九番	菅野	英美子
三十番	松井	匡仁
三十一番	河合	弘樹
三十二番	原	明美
三十三番	井上	浩一
十三番	道端	俊彦
二十六番	片岡	弘子

○説明のため出席した者

企業	永藤	英機
副企業	松本	竜三
技術長兼事業管理部長	中田	耕介
経営管理部長	小島	謙一
経営戦略担当部長	林	千絵
経営管理部副理事	田村	武志
経営管理部経営企画課長	石橋	剛
経営管理部危機管理課長	藤野	純也
経営管理部広域調整課長	林	有子
経営管理部広域調整課長	濱田	雄司
経営管理部総務課長	船井	幹也
経営管理部財務課長	辻	輝昭
経営管理部財務課長	亀田	麻貴
経営管理部技術管理課長	渡邊	昇
経営管理部副理事兼工務課長	堤	重徳
監査委員	小田	利昭
経営管理部総務課参事兼監査委員事務局長	鈴木	久雄

○職務のため出席した者

議事局長	鈴木	久雄
------	----	----

○議事日程

第一	議席の指定	議事局書記	竹内 晴彦
第二	議長選挙	議事局書記	北川 尊義
第三	副議長選挙	議事局書記	瀬島 一樹
第四	会議録署名議員の指名	議事局書記	川崎くるみ
第五	会期決定の件		
第六	諸般の報告		
第七	第一号議案 （例月現金出納検査結果の報告） 大阪広域水道企業団監査委員選任 について同意を求める件		
第八	第一号報告 （永藤企業長説明） 令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件		
第九	第二号報告 令和四年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件		
第十	（松本副企業長説明） 請願第一号 漏水減額申請の基準に関する件 大阪広域水道企業団議会議員派遣の件		
○会議に付した事件			
議事日程のとおり			

午後一時 開会

○鈴木議会事務局長 失礼いたします。

私は、議会事務局長の鈴木久雄でございます。

大阪広域水道企業団議会議員選出後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七十七条の規定により、臨時議長が職務を行うこととなっております。島弘一議員に臨時議長を務めていただきますので、御紹介申し上げます。

御登壇をお願いいたします。

(島弘一議員登壇)

○島議員 ただいま御紹介いただきました四條畷市選出の島弘一でございます。

地方自治法第七十七条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。もとより議長選挙までの限られた間でございますので、議員各位の格段の御協力をお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。

○島臨時議長 ただいまより令和五年八月臨時会を開会いたします。

○島臨時議長 本日の会議を開きます。

○島臨時議長 日程第一、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議員の議席は、議事の進行上、本職から指定することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○島臨時議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議席は、配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○島臨時議長 日程第二、議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第十八条第二項の規定により指名推選にすることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○島臨時議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

本職において指名することに決定いたしましたので、議長に多田隆一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました多田隆一議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○島臨時議長 御異議なしと認めます。よって、多田隆一議員が議長に当選されました。

ただいまより多田隆一議員の議長就任の御挨拶があります。

○島臨時議長 多田隆一議員。

(多田隆一議員登壇)

○多田議員 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙を賜り、大阪広域水道企業団議会議長に就任させていただきました池田市選出の多田隆一でございます。

もとより微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営を行い、府域の水道事業の発展に努める所存でございます。

議員の皆様方並びに永藤企業長をはじめとする理事者におかれましては、格段の御協力、御鞭撻をいた

きますようお願いを申し上げます。御挨拶といたします。ありがとうございます。

○島臨時議長 以上をもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりました。大変ありがとうございました。

○多田議長 それでは、日程第三、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第十八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○多田議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

副議長に西野滋胤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました西野滋胤議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○多田議長 御異議なしと認めます。よって、西野滋胤議員が副議長に当選されました。

ただいまより西野滋胤議員の副議長就任の御挨拶があります。

○多田議長 西野滋胤議員。

(西野滋胤議員登壇)

○西野議員 副議長就任に際しまして御挨拶申し上げます。

このたび、議員の皆様方の御推挙によりまして、大阪広域水道企業団議会副議長に就任させていただきましたことになりました大阪狭山市選出の西野滋胤でございます。

多田議長の下、議員各位の御支援を賜り、永藤企業長をはじめとする理事者の皆様の御協力を得まして、微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営に最善を尽くしてまいります。

皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

○多田議長 副議長就任の御挨拶が終わりました。

○多田議長 日程第四、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、森本雄一郎議員及び松井育人議員を指名いたします。

○多田議長 日程第五、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○多田議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○多田議長 ただいまより企業長の御挨拶があります。

○多田議長 永藤英機企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 本日は、令和五年第二回八月臨時会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

臨時会への提出議案は、人事案件一件、予算の繰越しに関する報告二件です。御審議をよろしくお願いいたします。

さて、先日御案内のとおり、大阪広域水道企業団と

岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市及び東大阪市は、これまで令和六年四月の水道事業の統合に向けて準備を進めてきましたが、統合時期を令和七年四月に変更して、検討、協議を継続することとなりました。

企業団としては、六団体の議会や住民の皆様の理解を得て、これまで以上に連携を密にしながら、統合が確実に実現できるように協議を進めます。議員の皆様には、一層の御理解、御協力をいただけますと幸いです。

それでは、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○多田議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○多田議長 日程第六、諸般の報告を議題といたします。監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

○多田議長 日程第七、第一号議案「大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして、企業長の説明を求めます。

○多田議長 永藤英機企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 第一号議案「大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件」につきまして御説明します。

議案書をお開きいただきまして、一ページ、第一号議案を御覧ください。

当企業団の監査委員は、大阪広域水道企業団規約第十條第一項の規定により、二人を置く旨が定められて

います。選任については、同条第二項の規定により、議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に關し優れた識見を有する者のうちから選任することとされており、その任期は、同条第三項の規定により四年と定められています。

現在就任いただいている監査委員二名の任期が本日八月八日に満了することに伴い、石崎一登氏、小林依子氏について、地方公営企業法第三十九条の二第五項の規定により、後任の監査委員に選任したいと思

います。議員の皆様のお同意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○多田議長 以上で企業長の説明は終わりました。

議案に対する質疑は、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論は、通告がありませんので、討論なしと認め

ます。

○多田議長 これより、日程第七の第一号議案「大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○多田議長 御異議なしと認めます。よって、第一号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

この機会に、ただいま選任同意いたしました監査委員を御紹介いたします。

○多田議長 石崎一登さん。

(石崎一登さん登壇)

○石崎新監査委員 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員選任の御同意をいただきました石崎一登でございます。

監査機能を通じまして、大阪広域水道企業団の事業及び財務の信頼性をより一層高めることができるよう、監査委員の職責を果たすべく、誠心誠意尽力させていただきます。と思っております。

議員の皆様には、御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○多田議長

小林依子さん。

○小林新監査委員

ただいま監査委員選任の御同意をいただきました。小林依子でございます。

水道事業、工業用水道事業を担う地方公営企業体の監査委員としての職務の重要性を十分に認識いたしまして、公平公正な立場でその職責をしっかりと果たしてまいります。と考えております。

つきましては、今後、皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任に当たつての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○多田議長

以上で紹介は終わりました。

○多田議長

日程第八、報告第一号及び第二号、「令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件」外一件を一括議題といたします。

議案は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○多田議長

松本竜三副企業長。

○松本副企業長

本議会に提出いたしました第一号報告及び第二号報告につきまして御説明申し上げます。

議案書の二ページを御覧ください。

第一号報告「令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件」につきまして御説明申し上げます。

三ページの水道事業会計（水道用水供給事業）の予算繰越計算書を御覧ください。

令和四年度の水道用水供給事業における建設改良費の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことなどにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、二億二千五百二十一万四千五百円を令和五年度に繰り越すものでございます。

四ページの水道事業会計（市町村域水道事業）の予算繰越計算書を御覧ください。

令和四年度の大阪狭山水道事業における建設改良費の予算につきまして、関係者との調整に日時を要したことにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、五百二十万九千六百円を令和五年度に繰り越すものでございます。

五ページを御覧ください。

第二号報告「令和四年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件」につきまして御説明申し上げます。

六ページの工業用水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

令和四年度の建設改良費の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことなどにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、七億九千九百三十六万三千五百三十円を令和五年度に繰り越すものでございます。

これらは、地方公営企業法第二十六条第一項の規定により繰り越したもので、同条第三項の規定により報告するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○多田議長

以上で副企業長の説明は終わりました。日程第八の報告二件に対する質疑は、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

日程第八の報告二件につきましては、議決不要でありますので、御了承願ひます。

○多田議長

続いて、日程第九、請願第一号「漏水減額申請の基準に関する件」を議題といたします。

請願文書表は配付いたしておきましたので、御了承願ひます。

○鈴木議会事務局長

失礼します。請願文書表につきまして、事務局に説明をさせます。臨時会資料の請願文書表を読み上げさせていただきます。

請願第一号。漏水減額申請の基準に関する件。

請願人は、令和五年一月三十一日付けで、大阪広域水道企業団阪南水道センター所長に対して水道料金減免申請をした。

しかし、令和五年三月十四日付けで、請願人の適法な申請を受理することなく、理由も示さず請願人に返却した。

さらに、請願人がした令和五年三月十九日付け審査請求も受理することなく理由も示さず請求人に返却した。

以上のことから、下記のとおり、大阪広域水道企業団において、全ての減免申請を受理し、減額対象及び減額対象外の合理的基準を定めるよう求めるものである。

記。

一、全ての漏水減額申請の受理を求める。

二、減額対象及び減額対象外の合理的基準を定めるよう求める。

請願者、阪南市、林幹也。

紹介議員、南野敬介。

受理年月日、令和五年四月二十八日。

以上でございます。

○多田議長 以上で事務局の説明は終わりました。

これより日程第九の請願に対する質疑を行います。

質疑は、お一人当たり登壇回数三回まで、時間は、

答弁を除く質疑のみで十五分の範囲で行います。

通告がありますので、指名をいたします。

○多田議長 朝田充議員。

(朝田充議員登壇)

○朝田議員 それでは、請願第一号「漏水減免申請の基準に関する件」について質問いたします。

最初に、具体の中身に入っていく前に、本件の請願に至る経過、詳細について、説明の答弁を求めます。

次に、今回の請願は二点求めておられます。

第一に、請願要旨一として、「全ての漏水減免の受理を求める」というものです。請願書の経緯と理由のところでも、「請求願人の適法な漏水減額の申請を受理することなく、理由も示さず請求人に返却した」と主張されています。

そこで、そもそも当該企業団の漏水減額についての基本的な考え方、理念についての答弁と、それは法的にどのような形、体系で規定されているのかについて答弁を求めます。

次に、三月十四日付文書「水道料金減額申請書の返却について」についてお尋ねいたします。

請願人が提出した漏水減額申請書類は、結局、減額

対象外なので、この三月十四日付文書を同封して本人に返却したわけですが、その理由については、露出配管での漏水は減額対象外との記述があるのみで、なぜそうなるのかについての法的な基本的な考え方の説明はありません。ここら辺は確かに丁寧さに欠けるといふことにならないのでしょうか、見解を求めます。

次に、さらにその後の文書、請願人に宛てた四月二十日付の「審査請求書に対する対応について」という文書では、先ほど述べた対応を取った理由について、「水道水の供給契約は、水の売買に関する私法上の契約であるので、減額申請について受理という手続をせず教示がなかったのも上記理由によるものです」という理由を述べています。ここで言う教示とは、行政不服審査法上のことを言っているもので、それは私もそうだと思います。

そこで、まず、私法上の契約、行政不服審査法上の教示という法律用語が出てきますので、その解説の答弁を求めます。

次に、当該文書の受理について、受理という手続をせずと説明しているわけですが、これはちよつと言葉足らずで誤解を生むのではないかと思います。行政手続における申請行為は、受領によって審査が開始され、受理という概念は存在しません。なので、本件の場合、受領した要件を審査したところ、不適合であることが判明したので、不受理という処分を行ったということです。行政不服審査法と絡めて説明するのではなく、確立している行政手続論から説明すべきではありませんか。答弁を求めます。

しかし、ここでも私は、これだけ行政の説明責任が強調される時代にあつて、そういう疑問を呈してきた人に、不受理の法的な理由説明を文書的にきっちりするという対応は、これからの時代必要ではないかと思

うわけです。その点で、やはり適切さ、丁寧さということでは課題があるのではないかと思うわけですが、この点も見解を求めます。

第二に、請願要旨二として、「減額対象及び減額対象外の合理的基準を定めるように求める」についてお尋ねいたします。

とにかくにも請願人は、「漏水減額について合理的基準がない」、「そのもとでの不受理は不当な処分なのだ」ということで、行政不服審査法に基づく審査請求もされているわけですが、これに対しては、先ほど言及した四月二十日付の文書、「審査請求書に対する対応について」において、私法上の契約であり、水道料金の減免は行政庁の処分には当たらず、そもそも不服審査請求はできないのだという見解が展開されています。しかし、この立場はいかがなものかと思えます。処分の概念については、「直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」という判例があるわけですが、それでは対象があまりにも著しく狭まり、国民の救済の道がないということで、行政処分概念を拡張する、そういう判例、学説もあり、いわゆる伝統的な立場との激しい論争となっているというのが、現在の行政不服審査法の処分をめぐる法的な情勢です。なので、このみを主張して門前払的な対応をするよりも、そもそも大阪広域水道企業団行政手続条例違反、大阪広域水道企業団水道事業供給条例第四十四条違反と主張するが、その法的事実がないと主張するのが適切なのではないかと考えますが、答弁を求めます。

最後に、請願人は、「請求人の適法な申請を受理することなく、理由も示さず請求人に返却した」、「請願人の審査請求も受理することなく、理由も示さず請求人に返却した」、「全ての減免申請を受理し、減額

対象及び減額対象外の合理的基準を定めるよう」とあるように、「受理しろ」、「理由を示せ」、「合理的基準を定めよ」と求めているわけですが、これまでお尋ねしたことを踏まえて、この請願人の主張についての見解を求めています。

一問目、以上です。

○多田議長 これより答弁を求めます。

○多田議長 濱田広域調整課長。

○濱田経営管理部広域調整課長 朝田議員の質問に対し

まして順次お答えいたします。

まず、請願者による漏水減額申請から当該請願に至るまでの経過についてお答えいたします。

請願者から、本年一月二十五日から二十六日にかけての気温低下による凍結のため給湯パイプが破損し漏水したことを理由とする水道料金減額申請書が阪南水道センター所長宛てに郵送で提出されました。申請内容を確認した阪南水道センターでは、条例等の規定に照らして、減額の対象外と判断いたしました。このことを二月十四日及び十五日に窓口業務の委託事業者から電話で説明いたしました。御理解いただけませんでした。

その後、計六回架電し、連絡がつかなかったため、やむを得ず三月十四日に、露出配管での漏水は減額対象外で減免することができないため、申請書類を返却する旨を記載した書面を添付し、申請書一式を郵送にて返却いたしました。

その後、三月十九日付、請願者から審査請求書が郵送で提出されました。これに対しては、水道の契約は私法上の契約であり、水道料金の減免決定は、審査請求の対象となる行政庁の処分当たらない。したがって、本件審査請求に対応することができないとの企業団の見解を電話で説明し、四月二十日付で審査請求書

を郵送にて返却いたしました。

次に、漏水減免の考え及び条例等の規定についてお答えいたします。

家庭等の給水管などの給水装置は使用者の資産であり、水道事業給水条例では、使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、または漏れないよう給水装置を管理しなければならないと規定しております。しかし、この善良な管理者の注意、いわゆる善管注意義務をもって管理していたとしても漏水を防ぐことができなかったと認められる不可抗力による漏水については減免できることを条例及び施行規程で規定しております。さらに、阪南水道事業における漏水に係る減免取扱要綱では、給水装置の使用者が善良な管理をしているにもかかわらず発生した漏水に対し、料金の減額を行うと規定しております。

今回の請願者からの申請は、破損した給湯管が屋外に露出しており、寒波による凍結の予測や対策は容易であったことから、善管注意義務が果たされていたケースには該当せず、減額の対象とはならないものでした。

次に、三月十四日付文書、水道料金減額申請書の返却についての御質問に対する当企業団の見解についてお答えいたします。

当初、減免取扱要綱に基づき減額できない旨を電話で説明していたことから、当該文書には、「露出配管での漏水は減額対象外であり、減免することができません。」とだけ記載しました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、電話での説明では納得いただけないことを踏まえると、当該文書にも条例等の根拠条文を記載するなどの対応もあつたかと思われまます。

次に、審査請求書の返却に関し、私法上の契約と教

示についてお答えいたします。

地方公共団体の契約には、公法上の契約と私法上の契約がございます。地方公共団体が一般企業と異なる立場で結ぶ契約は私法上の契約に当たり、民法などの私人としての利益や関係について規定した法律が適用されます。例えば、水道の給水契約のほか、物品やサービスの調達契約などがございます。

行政不服審査法に基づく教示とは、行政庁が処分をする場合に、その相手方に対し、当該処分について不服申立てをできる旨等をお示しするものでございます。審査請求書の返却に当たって、「受理」という手続をせず」と記載したのは、審査請求書において、請願者からの「受理を求め」との記載を受けたものです。行政手続条例では受理という定義はなく、正確性を欠くものであったため、今後留意いたします。

次に、審査請求に対する当企業団の対応への御指摘についてお答えいたします。

当企業団としては、現行の法令解釈に基づき業務を遂行しており、水道料金の減免は処分には当たらないことから、審査請求書を返却する際、添付した文書に、行政不服審査法に基づく審査請求はできない旨を記載しました。さらに、当該文書には、減免の基準の考え方、本件減額申請が対象外となる理由に加え、減額申請書などの返却の経緯、また、法令違反となる法的事実がないということも記載し、請願者に対し丁寧に説明しました。

請願者の主張に対する当企業団の見解についてお答えいたします。

請願者からの漏水減額申請は、行政手続条例の適用はございませんが、当然のことながら、申請の受付や審査を行っており、「請願要旨の適法な申請を受理することもなく」には当たらないと考えております。ま

た、「審査請求も受理することもなく」という主張についても、本件が行政不服審査法に基づく審査請求の対象とならないため、書類を返却したものでございます。

理由の提示につきましては、申請書等を返却する際に、口頭及び書面で理由を示しています。

「合理的基準を定めよ」との主張については、減免は、給水条例施行規程並びにこれに基づく要綱で、善管注意義務をもって管理していたとしても防ぐことができなかつた漏水を減免の対象と定めており、合理的な内容であると考えております。

○多田議長 朝田充議員。

(朝田充議員登壇)

○朝田議員 それでは、二問目いきます。

漏水減額についての基本的な考え方、理念を最初に答弁していただきました。よく分かる答弁だったと思うんですけども、減免取扱要綱には、減額対象となる漏水について具体的に規定していると思います。そこもきちんと全て答弁しておいていただきたい。よろしくお願いたします。

基本的な考え方、理念というのは、要するに給水事業における公、パブリックの部分というのは配水管からの分岐までで、個人宅の給水設備については個人の所有物であり、基本的には個人責任が適用されるということですので。しかしながら、水道管というのは地下に埋設されているものであって、個人責任で漏水発見というのは困難で、そういう個人責任を問いきれないものについては減額措置を認めようという考え方であります。個人の家は当然のことながら私有財産であります。個人責任では対処できない激甚災害には、全壊、半壊、一部損壊への公的支援制度、生活再建支援金があるということ、基本個人責任ですが、そこから踏み込ん

で、一部分的支援を認めよう。こういう点では同質の考え方であるとも言えるわけですが、こういうことも含めて見解を求めておきたいと思えます。

次に、企業団の一連の対応について、適切さ、丁寧さが不足している部分については、「文書にも根拠条例を掲載するなど対応する方法もあった」、「行政手続条例では受理という定義がなく、正確性を欠くものであったため、今後留意する」ということで、一定の前向きな答弁であったと思います。

ただ、審査請求への回答で、法令違反となる法的事実がないということもちゃんと記載、説明していると答弁されるわけですが、そこは疑義が残ります。例えば、請願人が法令違反だと主張する企業団水道事業給水条例第四十四条ですが、これは料金等の減免ができる規定です。ですから、一体全体何の違反があるんですかと問いかげざるを得ません。

同じく、企業団手続条例第七条ですが、これは、「行政庁は、申請が事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、条例等に定めた申請の形式上の要件に適合しない申請については、当該申請の補正を求め、または当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」というものです。これはむしろ今回の企業団の対応の正当性、適法性を証明する条文だと考えます。どういう条例解釈をもってすれば企業団の対応が違法だということになるのか、理解に苦しむところなんです。恐らく形式上の要件の形式上というところだけに着目して、指定された様式で申請したのに不受理にするとは何事やと、そういう論理展開なのではないかと思われます。しかし、そもそも申請書の減免理由の欄に減免対象外の漏水を記載していたわけですから、立派な「申請の形式上の要件に適合しない申請」で、当然、「許認可等を

拒否しなければならない」ということになるのではないかと思います。そういうことが、法的事実がないということの説明であって、相手の言い分に則して、こら辺をきちんと展開しているかというと、クエスチョンがつくわけです。見解を求めます。

また、当該行政手続条例第五条では、「審査基準を公にしておかなければならない」となっていますが、一問目で答弁された漏水減額関係の条例、要綱は全て公開されているのでしょうか。答弁を求めます。

二問目、以上です。

○多田議長 濱田広域調整課長。

○濱田経営管理部広域調整課長 減免取扱要綱に規定する減額対象となる漏水についてお答えいたします。

阪南水道事業における漏水に係る減免取扱要綱第四条第一項で、料金の減額の対象となる具体的な漏水のケースといたしまして、第一項第一号で、給水装置の腐食、破損等による漏水、第二号で、受水槽等のポールタップの故障による漏水、第三号で、地下または壁の中であって容易に発見できない漏水、第四号で、量水器取付部からの漏水、第五号で、その他の発見が困難であると認められる漏水と定めています。

請願者の漏水は、給水装置の破損によるものですが、減免の前提となる善管注意義務が果たされていたとは認められないため、第四条第一項各号のいずれも適用されません。

次に、議員お示しの激甚災害が発生した場合に行政が行う生活支援につきましては、国の被災者生活再建支援制度の概要によりますと、その趣旨は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金の支給によりその生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的ととなっております。

一方、水道料金は、給水契約に基づきまして、全額を支払っていただくことを基本としておりますが、善管注意義務をもって管理していただいても防ぐことができなかった漏水を減免しており、生活支援を目的としていない点において異なるものでございます。

次に、給水条例第四十四条及び行政手続条例第七条についてお答えいたします。

議員お示しのとおり、給水条例第四十四条は、減免についてのできる規定でございますが、その判断を統一的に行えるよう、施行規程及び減免取扱要綱を定めており、請願者に対しては、要綱に基づいて説明を行ったものでございます。

また、行政手続条例第七条は、行政庁の処分を求め申請に対する応答義務の規定でございますが、さきにお答えしたとおり、水道料金の減免は処分に当たらないため、同条は適用されません。したがって、請願者に対し、議員お示しの考えによる説明は行っておりません。

次に、漏水減免に関する規定の公表の状況につきましてお答えいたします。

水道事業給水条例並びに各水道事業に係る水道事業給水条例施行規程は、企業団ウェブページに掲載しております。また、要綱は、各水道センターの窓口で、求めがあれば御覧いただけます。

漏水減免の決定につきましては、行政手続条例が適用されないため、要綱は同条例で規定する審査基準には該当いたしません。

以上です。

○多田議長 朝田充議員。

(朝田充議員登壇)

○朝田議員 二問目答えていただきました。減額措置についての基本的な考え方、理念ですけれども、私はこ

の考え方、理念の部分で、激甚災害の制度と考え方自体は類似しているところがあるんじゃないかというところで例示させていただいたわけですが、答弁はそういうことやったら結構です。審査請求に対する回答でも、やっぱり相手の言い分に即して全面的に回答してはるほうが親切丁寧というものではないかと私は思うんですけども、そこはそういうふう指摘しておきたいと思います。

それで、三問目ですけれども、行政手続条例の関係では「処分には当たらないので対応の必要なし」、要綱も公開の必要なし」という旨の答弁やったと思うんですけども、ここはしゃくし定規過ぎるんじゃないかなと思います。そうであったとしても、説明責任が問われる時代ですから要綱の公開は必要だし、条例を受けての減額規定なわけですから、要綱ではなくて条例施行規程で定めるといのがより望ましい方向だと考えますが、この点について最後に答弁を求めさせていただきます。

いずれにせよ、請願人は「受理しろ」、「理由を示せ」、「合理的基準を定めよ」と求めているわけですが、けれども、質問を通じて明らかとなり、受領、審査はされており、請願者が納得するかしないかは別として、条例、要綱で合理的基準が定められています。適切さや丁寧さという点では、不十分さがありますが、理由も示されていると思います。ですから、当該請願については請願事実というものが認められず、「願意もつとも」とは言えないということですので、よって私は「不採択」という判断をしております。

最後に、意見の開陳をしておきたいと思えます。当該請願についての判断はそういうことですが、現在の水道の減免制度について、現状でよいかと問われると、私は「異議あり」です。なぜなら、日本社会

の現状は、かつてないほどに格差と貧困が広がっています。同じ私法上の契約でありながら、府営住宅には低所得者への家賃軽減制度があります。水道料金にも低所得者や生活困窮者への、すなわち経済的理由による料金軽減制度を創設すべきです。あつてしかるべきです。現状は、他の私法上の契約と対比してもバランスを欠いていると考えます。また、物価高騰が府民を苦しめている今、緊急的、政策的な料金軽減措置はありだと考えます。検討すべきことを強く訴えて、質問を終わります。

以上です。

○多田議長 濱田広域調整課長。

○濱田経営管理部広域調整課長 減免に関する規定の定め方等についてお答えいたします。

企業団の水道事業は、統合前における市町村の運営方法を引き継いでおり、条例、施行規程、要綱につきましても、市町村時代と同様になってございます。

減免に関する規定は、全国の水道事業体ごとに様々であり、決まった形はありませんが、現在、企業団では、十三水道事業の減免要綱の統一に向け取り組んでいることから、要綱の公表も含め、他団体の状況も参考に検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○多田議長 朝田議員の質疑が終わりました。

以上で通告の質疑は終了いたしました。

これをもって、日程第九の請願に対する質疑を結びたいと思います。

○多田議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は、後ほど御連絡いたします。

(午後一時五十分休憩)

(午後一時五十九分再開)

○多田議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○多田議長 日程第九の請願第一号「漏水減額申請の基準に関する件」に対する討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

○多田議長 これより、日程第九、請願第一号「漏水減額申請の基準に関する件」を起立により採決いたします。

○多田議長 本請願につきまして、採択することに賛成の方は御起立願います。
(賛成者起立)

○多田議長 起立なしであります。よって、請願第一号は、不採択とすることに決定いたしました。

○多田議長 日程第十、大阪広域水道企業団議会議員派遣の件を議題といたします。

○多田議長 お諮りいたします。会議規則第一百七十七条第一項の規定により、配付のとおり、大阪広域水道企業団の浄水施設等の調査に派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○多田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、配付のとおり決定いたしました。

○多田議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和五年八月臨時会を閉会いたします。

臨時議長 島 弘一

議長 多田 隆一

副議長 西野 滋胤

議員 松井 育人

議員 森本 雄一郎

午後二時一分 閉会